

平成十六年二月

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の説明書

外務省

目次

ページ

一 概説	一
1 改正文書の成立経緯	一
2 改正文書の締結の意義	一
3 改正文書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
5 我が国が行った宣言	二
二 改正文書の内容	二
1 憲章を改正する文書の概要	二
2 条約を改正する文書の概要	二
三 改正文書の実施のための国内措置	三
(参考)	四

1 改正文書の成立経緯

(1) 国際電気通信連合（ITU）（以下「連合」という。）は、すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用に関する国際協力を目的として、昭和七年（千九百三十二年）のマドリッド国際電気通信条約により設立された国際機関であり、国際連合の専門機関の一つである。

(2) 連合は、その発足以来数次にわたり開催された全権委員会議の度ごとに新たな基本文書を作成してきたが、このような方式は非効率であったため、平成四年（千九百九十二年）のジュネーブ全権委員会議において、国際電気通信連合憲章（以下「憲章」という。）及び国際電気通信連合条約（以下「条約」という。）が、より恒久的な文書として作成された。

(3) 近年、電気通信の自由化及び電気通信事業の民営化の進展に伴い、電気通信の分野における民間事業者の果たす役割が増大しつつあり、他方、インターネットを始めとした通信関連技術も急激に発展しつつある。このような電気通信を取り巻く環境の変化に合わせ、連合の業務も、より迅速な対応が可能となるよう効率化を進めていくことが、引き続き課題となっていた。

(4) このような背景を踏まえ、平成六年（千九百九十四年）の京都全権委員会議及び平成十年（千九百九十八年）のミネアポリス全権委員会議において採択された改正文書に続き、平成十四年（二十二年）のマラケシュ全権委員会議において、連合の活動のより一層の効率化を図る観点から、憲章を改正する文書及び条約を改正する文書（以下「改正文書」又は「これらの改正文書」という。）が採択された。

2 改正文書の締結の意義

これらの改正文書は、連合の活動の効率性を高め、機動的な運営を確保することを目的とするものである。我が国がこれらの改正文書を締結することは、電気通信の分野における国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると認められる。

3 改正文書の締結により我が国が負うこととなる義務

無線通信規則委員会の委員に対し、連合の選出された役員に与えるものと同等の職務上の特権及び免除を付与することとなる。

4 早期国会承認が求められる理由

これらの改正文書は、本年一月に効力を生じており、また、平成六年（千九百九十四年）の京都全権委員会議及び平成十年（千九百九十八年）のミネアポリス全権委員会議において採択された改正文書に定める連合の組織改革を更に進めることを内容とするものであることから、我が国が引き続き電気通信の分野での国際協力を進めていくためには、これらの改正文書を早期に締結することが望ましい。

## 5 我が国が行った宣言

我が国は、これらの改正文書の署名の際に、他国の留保が我が国の利益を害する場合等には必要な措置をとるとする旨の宣言を行い、また、他の諸国と共に、赤道諸国による対地静止衛星軌道に対する主権の行使に関する主張は認めることができないとする旨の宣言を行った。

## 二 改正文書の内容

これらの改正文書は、憲章を改正する文書及び条約を改正する文書から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 憲章を改正する文書の概要

- (1) 全権委員会議において連合の戦略計画を定める旨を明記する（第八条の改正）。
- (2) 無線通信規則委員会の委員は、無線通信局長と同一の構成国の国民であつてはならないとの規定に改める（第九条の改正）。
- (3) 各部門の総会及び会議において、それぞれの部門の活動を管理するための作業の方法及び手続を採択することができるとの規定を追加する（第四章のAの追加）。
- (4) 全権委員会議において、「連合の会議、総会及び会合の一般規則」を採択し、事務総局長、無線通信規則委員会委員等の選挙等に適用するよう改める（第三十二条の改正）。

### 2 条約を改正する文書の概要

- (1) 部門構成員は、理事会等にオブザーバーとして参加することができるとの規定を追加する（第四条の改正）。
- (2) 理事会は、戦略計画を検討し及び最新のものとするができることとの規定を追加する（第四条の改正）。
- (3) 無線通信総会及び電気通信開発会議は、それぞれ、権限内の特定の問題を各諮問委員会に付託することができるよう改める（第

八条及び第十六条の改正)。

(4) 無線通信規則委員会の委員は、連合の選出された役員に与えるものと同等の職務上の特権及び免除を享受するとの規定を追加する(第十条の改正)。

(5) 無線通信、電気通信標準化及び電気通信開発の各部門の諮問委員会において、それぞれの業務計画の実施状況について検討し、必要な是正措置をとるよう各部門の局長に助言を与えよとの規定を追加する(第十一条のA、第十四条のA及び第十七条のAの改正)。

(6) 条約第二章の規定のうち、会議への参加の承認及び委任状に関する規定以外のものを条約から削除し、全権委員会議が採択する「連合の会議、総会及び会合の一般規則」に定めるよう改める(第二十三条から第三十条までの改正)。

### 三 改正文書の実施のための国内措置

これらの改正文書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成十四年十月十八日 マラケシュにおいて採択

2 効力発生 平成十六年一月一日

3 署名国 百四十四箇国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイランド、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、ケニア、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レソト、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、オランダ、ニュージールランド、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

4 締約国 平成十六年一月二十日現在 五箇国

カンボジア、チェコ、デンマーク、スウェーデン、ベトナム